佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 2 年 1 月17日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則</u>(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術利用規則</u>」という。)<u>第5条及び第9条</u>の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、<u>行政</u> <u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法 律第151号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。 (手続等の公表)

第3条 公安委員会は、公安委員会等が<u>情報通信技術利用規則第5条第1項又は第9条第1項</u>の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を定めた場合は、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものと

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術活用規則</u>」という。)<u>第11条</u>の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、<u>情報</u> 通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第 151号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(手続等の公表)

第3条 公安委員会は、公安委員会等が<u>情報通信技術活用規則第11条第1項</u>の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を定めた場合は、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

改正前	改正後
する。	
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
第4条 略	第4条 略
2 ~ 6 略	2 ~ 6 略
7 第1項の規定により行われた申請等(法 <u>第3条第1項</u> に規定する申請等を除く。)の到達時期については、法 <u>第3条第3項</u> の規定を準用する。 (電子情報処理組織による処分通知等)	7 第1項の規定により行われた申請等(法 <u>第6条第1項</u> に規定する申請等を除く。)の到達時期については、法 <u>第6条第3項</u> の規定を準用する。 (電子情報処理組織による処分通知等)
第5条 略	第5条略
2 略	2 略
3 第1項の規定により行われた処分通知等(法 <u>第4条第1項</u> に規定する処分通知等を除く。)の到達時期については、法 <u>第4条第3</u> 項の規定を準用する。	3 第1項の規定により行われた処分通知等(法 <u>第7条第1項</u> に規 定する処分通知等を除く。)の到達時期については、法 <u>第7条第3</u> 項の規定を準用する。

附則 この規則は、公布の日から施行する。